

第1555号

AFN-1555

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 3/24 (月)

## 『R7年度税制改正大綱（8） 地域未来投資促進税制の拡充等』

地域未来投資促進税制においては、地域経済の発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について、新たな上乘せ類型が新設されることとなった。通常枠の要件、及び「労働生産性の伸び率5%（中小企業等は4%）以上、かつ投資収益率5%以上」を満たし、さらに「付加価値額が1億円以上、かつ自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業（※）であつて、設備投資額が10億円以上」である場合に、特別償却50%又は税額控除5%が適用される。※ 下記



を全て満たす産業を自治体が指定○地域経済への波及効果:自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率、又はその付加価値額の県内総付加価値額に占める割合が一定水準以上○当該産業の成長性:自治体におけるその産業の売上高、就業者数、給与総額のいずれかが、直近5年間で10%以上伸びていること○自治体の計画性:自治体においてその産業のビジョンが定められ、予算措置等が施されていること

また、設備取得前に経済産業局へ提出する「課税の特例確認申請書」に係る要件が、以下の通り見直された。○総投資額が1億円以上であること○前年度の減価償却費の25%以上の投資額であること○労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定以上

## 『中小企業者向け新しい保証制度 プロパー・保証付き組合せ等』

中小企業庁は、物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業者に向けた新しい保証制度の取扱いを開始する。「協調支援型特別保証制度」は、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせる保証制度として、3年間の時限措置として実施する。要件として、○申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受けること○申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと、としている。保証限度額は2億8,000万円、保証期間は、一括返済の場合1年以内、分割返済の場合は10年以内。保証料率は0.45%～1.90%、保証料補助は保証申込日に応じて、保証料補助率に相当(1/2～1/4)する額を国が補助する。

また、「経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)」として、早期に事業再生の取組を進める必要がある中小企業に対して、経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する。これは今年度末に終了する「感染症対応型」の後継として開始する。保証限度額は2億8,000万円(別枠で設定)。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)